平成２２年（フ）第２２９号
佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目10番１号
債務者　仁戸田香織
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２４１号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1814番地56
債務者　立石惠利子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６２号
佐賀県西松浦郡有田町仏ノ原丙2746番地１
債務者　南　　博久
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６４号
佐賀県伊万里市東山代町里597番地
債務者　中村　良枝
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９２４号
熊本市御領１丁目２番46号
債務者　岡﨑　尊典
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９２５号
熊本市御領１丁目２番46号
債務者　岡﨑由美子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7013番地　町営舞鶴団地Ｃ棟８号室、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7245番地８
債務者　小椋　敏行
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３号
宮崎県都城市安久町2164番地３、前住所宮崎県都城市山田町山田3618番地９
債務者　西川美保子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８０５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目３番18号
債務者　木原　公男
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２３号
鹿児島県鹿児島市魚見町104番地16
債務者　内村　　学
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８３７号
鹿児島県鹿児島市魚見町127番地３
債務者　徳　　昭則
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８４０号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目32番地15フェニックス101号
債務者　持留　眞代
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８５２号
鹿児島県いちき串木野市上名9759番地７ウッドタウン県営１－６号室
債務者　尾辻　理香
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６５号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目17番18号コーポ和102号
債務者　末次　英子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸1072番地３
債務者　熊﨑　茂広
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２１３号
鹿児島県霧島市福山町福山1078番地３　オレンジの里、住民票上の住所鹿児島県霧島市福山町福山1078番地３
債務者　福元　千春
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
沖縄県宮古島市平良字下里228番地１　県営平良団地　10―303
債務者　石垣由起子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
那覇地方裁判所平良支部